

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年12月18日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要
高島第三ポンプ場吐出配管緊急応急措置工事
- 2 履行(納品)場所
西区高島二丁目19番地先
- 3 契約日
令和2年8月31日
- 4 履行日又は履行期間
令和2年8月31日から令和2年12月18日
- 5 契約金額
¥2,810,500.-
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
南部工業株式会社 代表取締役 三浦 猛
中区本牧間門46番11号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
高島第三ポンプ場吐出配管の破損により雨水排水機能が低下し、市民生活に重大な支障が生じているため、緊急に設備の回復を図る必要がありました。
- 8 契約の相手方の選定理由
南部工業株式会社は、故障発生時に神奈川水再生センター内で他工事を担当していた市内中小企業業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。
したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している南部工業株式会社と随意契約を行いました。
- 9 所管課 環境創造局神奈川水再生センター